

入院時食事療養費の負担額について

令和8年6月1日より

入院時の食事療養費負担額が下記の通り変更となります。

(1食当たり)

所得区分		入院時食事療養費の負担額（患者様負担分）	
		令和8年5月31日まで	令和8年6月1日から
区分ア	現役並Ⅲ	510円	550円
区分イ	現役並Ⅱ		
区分ウ	現役並Ⅰ		
区分エ	一般Ⅱ		
区分オ	低所得Ⅱ	240円	270円※
	低所得Ⅰ	110円	130円

全医療機関共通の負担額変更となります。

※区分オ・低所得Ⅱの方で、長期入院（90日超）の方は、
220円となります。

（区役所、協会けんぽなどで、本人家族の手続必要）